

第4次船橋市男女共同参画計画

《令和5年度事業評価報告書》

船 橋 市

目 次

1. 第4次船橋市男女共同参画計画の概要

(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の性格	1
(3) 計画の期間	1
(4) 計画の基本理念	1
(5) 基本計画	1
施策の体系	2
事業一覧表(指標一覧)	3

2. 第4次船橋市男女共同参画計画の評価について

(1) 評価方法	13
(2) 評価結果	14

3. 個別事業評価シート

16

<資料>

・船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱	46
・第18期船橋市男女共同参画推進委員会委員名簿	49
・船橋市男女共同参画庁内連絡協議会設置要綱	50

1. 第4次船橋市男女共同参画計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成 13 年から「船橋市男女共同参画計画(fプラン)」を策定し、様々な施策を実施してまいりました。

しかしながら男女共同参画社会の実現には、依然として残る固定的性別役割分担意識の解消や、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、配偶者等からの暴力の防止等に継続して取組を進めていく必要があります。

第3次船橋市男女共同参画計画の計画期間が令和3年度で終了したことから、基本的には第3次計画を踏襲しつつ、目標を「人権が尊重され、男女が平等である社会」と定め、国、県の計画を参考に、「第4次船橋市男女共同参画計画(fプラン)」を策定しました。

(2) 計画の性格

「男女共同参画社会基本法」に基づく本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画として位置づけます。

(3) 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間です。

なお、今後の社会情勢の変化や施策の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うものとします。

(4) 計画の基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

(5) 基本計画

「人権が尊重され、男女が平等である社会」を目標とし、4つの課題を掲げています。

課題Ⅰ 男女が共に活躍できる環境づくり

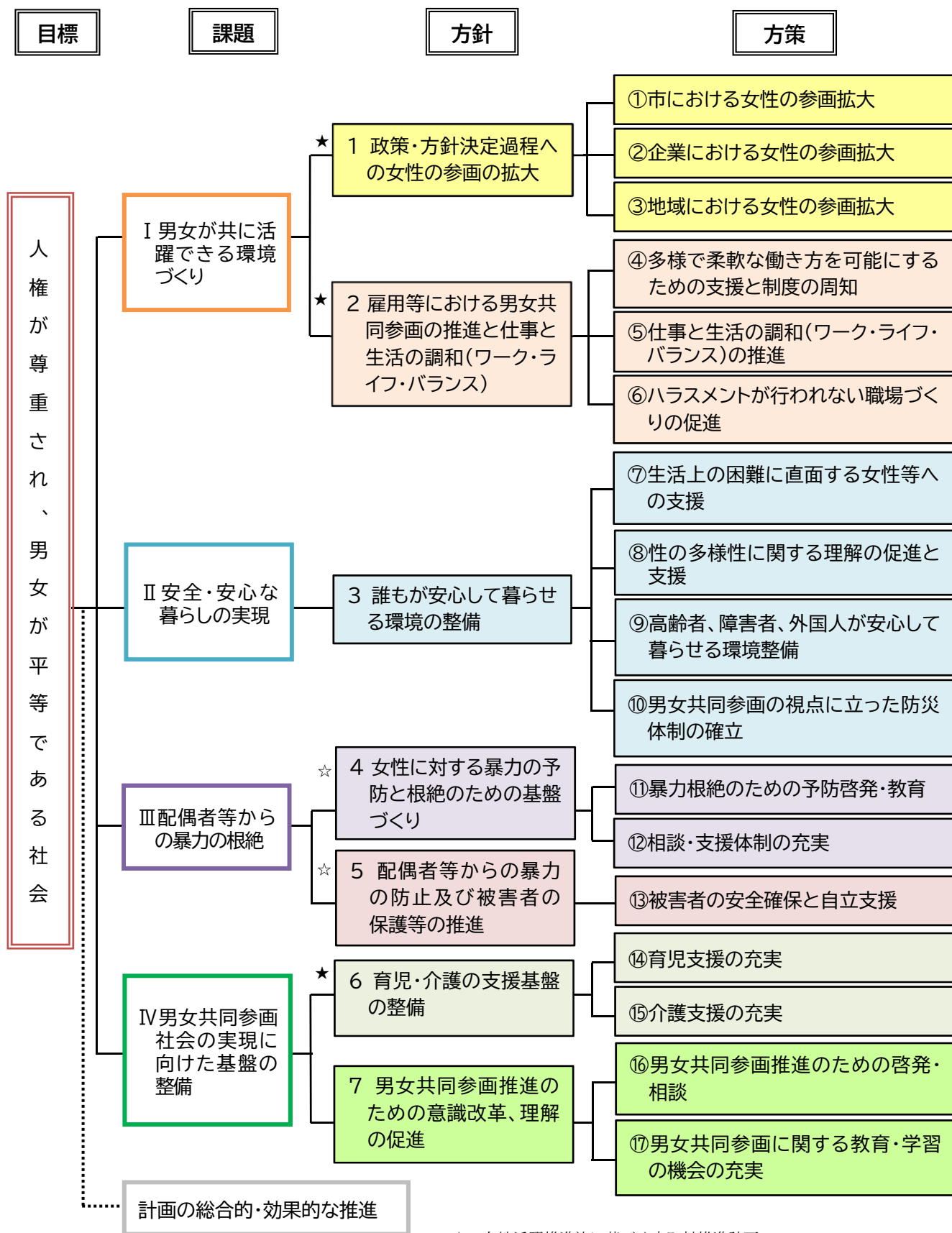
課題Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

課題Ⅲ 配偶者等からの暴力の根絶

課題Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

これらの課題に即した方針、方策、方策の方向性を設定し、事業として186事業を掲げております。

施策の体系



★...女性活躍推進法に基づく市町村推進計画

☆...DV防止法に基づく市町村基本計画

事業一覧表(指標一覧)

課題 I

男女が共に活躍できる環境づくり

方針1

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

※「-」は指標名、目標年度を定めていない事業
※次期計画策定の参考とするため、次期計画施行年度(令和9年度)の一昨年度(令和7年度)を目標値とする

方 策	方策の方向性	事業 番号	事業	担当課	具体的な事業	指標名	目標年度※ (令和7年度)	開始年度 (令和4年度)	今年度 (令和5年度)	
①	市における女性の参画拡大	1	女性の登用拡大と女性職員のキャリア形成を支援する研修を実施する	市職場における管理監督職への女性の積極的登用	人事課	市職場における管理監督職への女性の積極的登用	課長補佐級以上(6級以上)の職に占める女性の割合	22.0%	21.0%	22.8%
			市職場における女性職員のキャリア形成のための研修	人事課	研修の実施	-	-	-	-	
				消防局総務課	職員採用説明会にて女性消防吏員の活躍をアピール	採用試験受験者数における女性受験者数の割合	8.0%	5.5%	9.8%	
		3	女性消防吏員の採用拡大に向けた積極的な広報等の取組	消防局総務課	職員募集ポスターやチラシを作成する際、積極的に女性					

方針2		雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)								
方 策	方策の方向性	事業 番号	事業	担当課	具体的な事業	指標名	目標年度※ (令和7年度)	開始年度 (令和4年度)	今年度 (令和5年度)	
④	多様で柔軟な働き方を可能にするための支援と制度の周知		13	市職場における育児・介護休業制度の周知・普及	人事課	市職場における育児・介護休業制度の周知・普及	周知・普及	100.0%	100.0%	100.0%
			14	各種法令・制度の周知のための講座等の開催	市民協働課	講座等の開催	定員に対する参加人数の割合	90.0%	122.5%	57.5%
			15	男女の雇用機会均等を図るための企業・雇用主向け講座等の開催	市民協働課	講座等の開催	定員に対する参加人数の割合	90.0%	122.5%	57.5%
			16	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の制度の周知	商工振興課	リーフレットの配布等	-	-	-	-
					地域保健課	母子健康手帳交付及び				

課題Ⅱ	安全・安心な暮らしの実現
方針3	誰もが安心して暮らせる環境の整備

方 策	方策の方向性	事業 番号	事業	担当課	具体的な事業	指標名	目標年度※ (令和7年度)	開始年度 (令和4年度)	今年度 (令和5年度)
⑦	生活上の 困難に直 面する女 性等への 支援	28	ひとり親家庭等に対する就業 自立支援事業	こども家庭 支援課	パソコン技能習得講習 就職準備・離転職セミナー 資格取得講習会	受講人数	260人	109人	126人
				こども家庭 支援課	高等職業訓練促進給付金	受給人数	15人	16人	12人
				こども家庭 支援課	自立支援教育訓練給付金	受給人数	10人	7人	9人
				こども家庭 支援課	母子・父子自立支援プログラム	策定件数	50件	30件	33件
				こども家庭 支援課	高等学校卒程度認定試験合格支援事業	受給人数	1人	0人	0人
		29	母子・父子自立支援員による ひとり親家庭の相談						

方 策		方策の方向性	事業 番号	事業	担当課	具体的な事業	指標名	目標年度※ (令和7年度)	開始年度 (令和4年度)	今年度 (令和5年度)
⑨	高齢者、 障害者、 外国人が 安心して 暮らせる 環境整備	地域で暮らす高齢者 が安心して生活できる よう支援を行う	42	ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業	高齢者福祉課	あったか訪問助成事業及び声の電話訪問助成事業(ひとり暮らし高齢者地域交流会補助事業は補助停止中)	登録者数	1,380人	1,765人	1,380人
			43	高齢者虐待防止のための取組	地域包括ケア推進課	船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会	運営委員会開催回数	1回	1回	1回
					地域包括ケア推進課	船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議	担当者会議開催回数	6回	5回	6回
			44	船橋市社会福祉協議会が実施する「高齢者等の生きがいがいづくりや交流事業」に対する支援	地域福祉課	ミニデイサービス事業	実施回数	650回	412回	577回
			45	公民館での講座の開催(高齢者対象事業)	公民館	公民館での講座の開催(高齢者対象事業)	事業数			

課題Ⅲ	配偶者等からの暴力の根絶
方針4	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

方 策	方策の方向性	事業 番号	事業	担当課	具体的な事業	指標名	目標年度※ (令和7年度)	開始年度 (令和4年度)	今年度 (令和5年度)
⑪	暴力根絶のための 予防啓発・教育	61	ホームページ・情報誌・広報誌等による周知	市民協働課	ホームページ・情報誌・広報誌等による周知	掲載回数	10回	10回	12回
			DVやデートDV防止のための講座等の開催	市民協働課	講座等の開催	定員に対する参加人数の割合	90.0%	25.0%	開催中止
		63	防犯灯の整備	自治振興課	防犯灯の整備	防犯灯総灯数	42,154灯	41,897灯	41,897灯
			地域の自主防犯活動等の防犯対策の推進	市民安全推進課	防犯パトロール隊支援物資の支給	自主防犯パトロール隊の結成率	56.3%	55.2%	55.3%
			市内巡回による犯罪の抑止	市民安全推進課	市民安全パトロール	-	-	-	-
⑫	相談・支援体制								

方 策	方策の方向性	事業 番号	事業	担当課	具体的な事業	指標名	目標年度※ (令和7年度)	開始年度 (令和4年度)	今年度 (令和5年度)
⑬	被害者の安全確保と自立支援	77	被害者の一時保護	こども家庭支援課	被害者の一時保護	-	-	-	-
				こども家庭支援課	緊急一時支援	-	-	-	-
		78	情報管理の徹底	こども家庭支援課	個人情報の保護及び情報セキュリティの研修実施	開催回数	2回	2回	2回
				こども家庭支援課	情報管理の徹底	開催回数	1回	1回	5回
				こども家庭支援課	住民基本台帳の閲覧等の制限	-	-	-	-
	被害者の自立支援と関係機関との連携を行う	79	自立支援のための情報収集と情報提供	こども家庭支援課	自立支援のための情報収集と情報提供	-	-	-	-
		80	DVIに関する職員研修会の開催	こども家庭支援課	DVIに関する職員研修会の開催	開催回数	1回	1回	

課題Ⅳ	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
方針6	育児・介護の支援基盤の整備

方 策	方策の方向性	事業 番号	事業	担当課	具体的な事業	指標名	目標年度※ (令和7年度)	開始年度 (令和4年度)	今年度 (令和5年度)	
⑭	育児支援 の充実	相談業務・情報提供 の充実を図る	83	スクールソーシャルワーカー配置事業	総合教育センター	スクールソーシャルワーカー配置事業	派遣申請数	200件	140件	251件
			84	ふなばし健康ダイヤル24	健康政策課	ふなばし健康ダイヤル24	-	-	-	-
			85	子育てに関する情報の発信	こども政策課	ふなっこナビ(子育て応援・情報サイト)	アクセス件数	520,000件	462,429件	411,251件
					こども政策課	ふなっこアプリ(子育て応援・情報アプリ)	累計ユーザー数	24,600人	14,570人	16,726人
					こども政策課	子育て情報誌「ふなばし子育てナビゲーション」の発行	アクセス件数	3,200件	2,99	

方 策	方策の方向性	事業 番号	事業	担当課	具体的な事業	指標名	目標年度※ (令和7年度)	開始年度 (令和4年度)	今年度 (令和5年度)	
⑭	育児支援 の充実	多様なニーズに対応 した保育等サービスの 充実を図る	94	待機児童の解消に向けた保育 所等の整備	保育運営課	保育需要に応じた受け皿の確保	待機児童数	0人	9人	24人
			95	放課後ルーム事業	地域子育て 支援課	放課後ルーム事業	-	-	-	-
			96	ファミリー・サポート・センター (育児)事業	地域子育て 支援課	ファミリー・サポート・センター(育児)事業	協力会員の 登録人数	620人	618人	597人
			97	子育て短期支援事業(ショート ステイ)	地域子育て 支援課	子育て短期支援事業(ショートステイ)	-	-	-	-
			98	家庭的保育への巡回	保育運営課	家庭的保育への巡回	-	-	-	-
			99	発達支援保育の実施	保育運営課	発達支援保育に関する相談	-	-	-	-

方 策	方策の方向性	事業 番号	事業	担当課	具体的な事業	指標名	目標年度※ (令和7年度)	開始年度 (令和4年度)	今年度 (令和5年度)	
⑮	介護支援 の充実	介護サービスの充実 を図ることで、介護者 の負担を軽減する	115	介護保険制度の周知	介護保険課	介護保険制度の周知	ガイドブックの 発行部数	35,000部	35,000部	35,000部
			116	やすらぎ支援員訪問事業	高齢者福祉課	やすらぎ支援員訪問事業	登録者数	80人	61人	71人
			117	ファミリー・サポート・センター (介護)事業	高齢者福祉課	ファミリー・サポート・センター(介護)事業	利用会員数 協力会員数 利用件数	755人 180人 1,700件	597人 180人 1,213件	569人 169人 1,544件
			118	一時介護料の助成	障害福祉課	心身障害者一時介護料の助成	-	-	-	-
			119	施設等への短期入所支援	障害福祉課	施設等への短期入所	実利用者数	176人／月	121人／月	155人／月
			120	日中一時支援	障害福祉課	障害者等日中一時支援	実利用者数			

方 策	方策の方向性	事業 番号	事業	担当課	具体的な事業	指標名	目標年度※ (令和7年度)	開始年度 (令和4年度)	今年度 (令和5年度)
⑯	男女共同参画推進のための啓発・相談	129	生き方相談・女性のための法律相談	市民協働課	女性の生き方相談	相談件数	384件	243件	311件
				市民協働課	男性の生き方相談	相談件数	163件	143件	173件
				市民協働課	女性のための法律相談	相談件数	180件	107件	120件
		130	女性相談	こども家庭支援課	女性相談	-	-	-	-
		131	男女共同参画の意識の醸成のための各種講座やイベント等の開催	市民協働課	講座等の開催	定員に対する参加人数の割合	90.0%	66.1%	78.0%
		132	男女共同参画の意識の醸成のための情報誌・リーフレット等の配布	市民協働課	情報誌等の配布	回数	5回	5回	5回
		133	市の刊行物における男女共同参画の視点に配慮した表現の周知						

2. 第4次船橋市男女共同参画計画の評価について

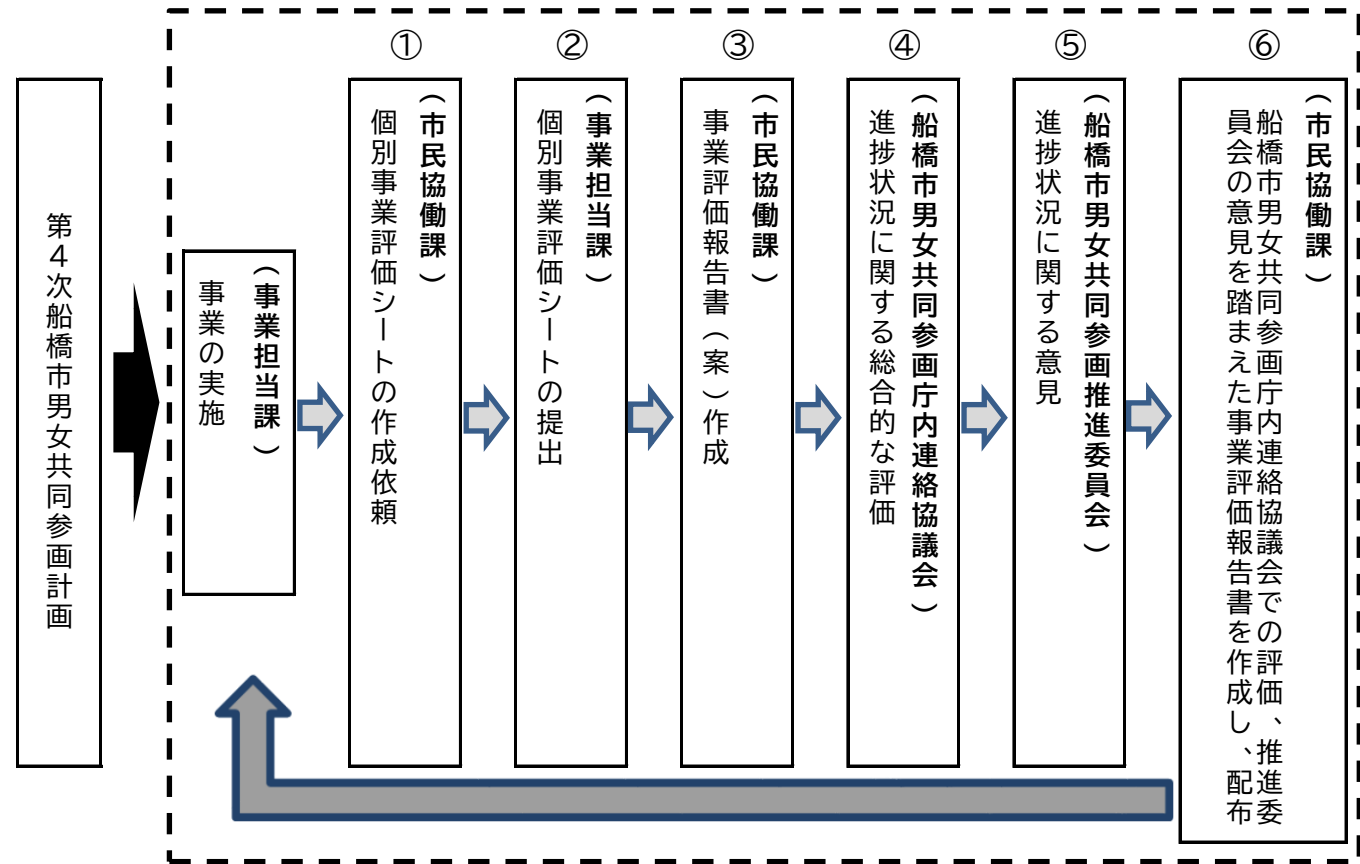
(1) 評価方法

「第4次船橋市男女共同参画計画」(令和4年度～令和8年度)では、男女共同参画を推進するため、施策の方針・方策に沿って186の事業を実施することとしています。さらに本計画を総合的かつ効果的に推進していくため、計画の進捗状況について定期的に点検・評価を行うこととしています。

本計画の進捗状況の評価にあたっては、計画に掲げる施策が男女共同参画社会の形成の推進にどのような形で効果をもたらしているのかについて、まず、各事業担当課において「男女共同参画に配慮した項目」及び「第4次計画に掲げている方策の観点からの自己評価」の2点について自己評価を行いました。

次に船橋市男女共同参画庁内連絡協議会における進捗状況に関する総合的な評価を経て船橋市男女共同参画推進委員会にて進捗状況に関しての意見をいただきました。

〈評価作業の流れ〉



(2)評価結果

- ① 第4次計画に掲げている各事業について、どの程度効果があったのか自己評価をした結果は以下のとおりです。

A「効果があった」が103事業、B+「ほぼ効果があった」が35事業、B「ある程度効果があった」が44事業、C「あまり効果がなかった」が3事業、また、事業中止等により評価ができなかった事業が1事業という結果になりました。また、方針ごとの自己評価からは、方針2以外の方針の6割以上の事業がA「効果があった」またはB+「ほぼ効果があった」と評価していることが読み取れます。昨年度(令和4年度事業評価)に引き続き、各事業を通し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会の実現を目指していくことが大切です。

○男女共同参画に配慮した項目(複数選択可)

評 価 項 目	評価数
1.男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別を無くすことに配慮した	128
2.固定的性別役割分担意識や性による無意識の思い込みが男女の社会参加に影響しないよう配慮した	74
3.男女が政策、方針又は事業の企画立案及び決定に共同して参画する機会の確保に配慮した	31
4.家族を構成する男女が家庭生活との両立ができるように配慮した	83

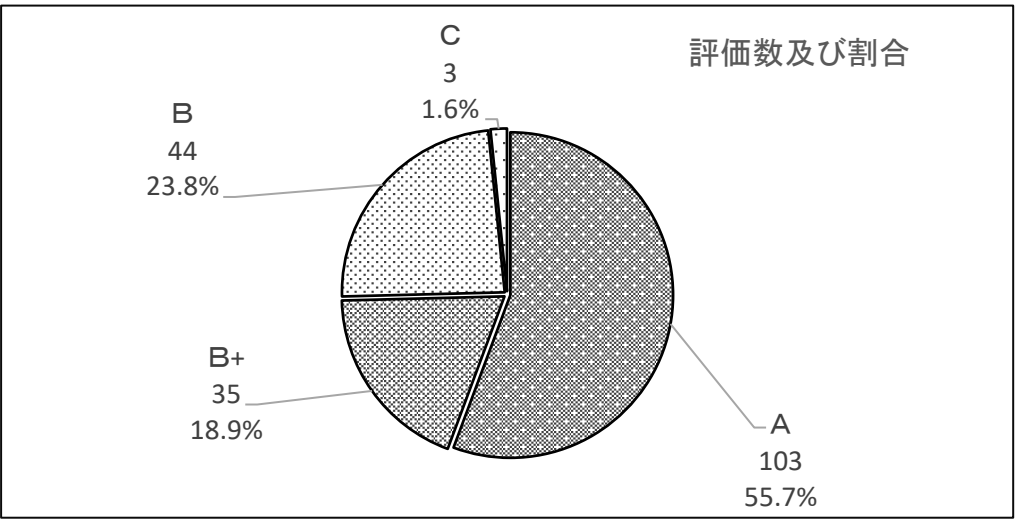
- ② 第4次計画に掲げている各事業について、どの程度効果があったのか自己評価をした結果は以下のとおりです。

A「効果があった」が103事業、B+「ほぼ効果があった」が35事業、B「ある程度効果があった」が44事業、C「あまり効果がなかった」が3事業、また、事業中止等により評価ができなかった事業が1事業という結果になりました。また、方針ごとの自己評価からは、方針2以外の方針の6割以上の事業がA「効果があった」またはB+「ほぼ効果があった」と評価していることが読み取れます。昨年度(令和4年度事業評価)に引き続き、各事業を通し、性別にとらわれる

○事業の自己評価(全体)

評価結果	評価数
A 効果があった	103
B+ ほぼ効果があった	35
B ある程度効果があった	44
C あまり効果がなかった	3
合計	185

※事業中止等で実績のない
1事業は評価無しとし、
合計には含めていない。



○方針ごとの自己評価

方針	合計	評価結果数			
		A	B+	B	C
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	18	8	4	6	0
2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	18	5	3	9	1
3 誰もが安心して暮らせる環境の整備	4				

方 策	方策の方向性	事業 番号	事業	担当課	具体的な事業	指標名	目標年度 (令和7年度)	令和5年度実績
生活上の 困難に直面する女性等への 支援	ひとり親家庭等 に対して、自立の ための支援を行 う	28	ひとり親家庭等 に対する就業自 立支援事業	こども家庭 支援課	パソコン技能習得 講習 就職準備・離転職 セミナー 資格取得講習会	受講人数	260人	126人
		28	ひとり親家庭等 に対する就業自 立支援事業	こども家庭 支援課	高等職業訓練促進 給付金	受給人数	15人	12人
		28	ひとり親家庭等 に対する就業自 立支援事業	こども家庭 支援課	自立支援教育訓練 給付金	受給人数	10人	9人
		28	ひとり親家庭等 に対する就業自 立支援事業	こども家庭 支援課	母子・父子自立支 援プログラム	策定件数	50件	33件
		28	ひとり親家庭等 に対する就業自 立支援事業	こども家庭 支援課	高等学校卒程度認 定試験合格支援事 業	受給人数	1人	0人
		29	母子・父子自立 支援員によるひ と					

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、市民生活部 市民協働課が行う。

(公務上の災害補償)

第 9 条 委員が公務上負傷した場合には、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 4 2 年船橋市条例第 3 3 号)の規定を準用する。

(補則)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(船橋市女性問題懇談会の廃止)

2 船橋市女性問題懇談会設置要綱(船橋市要綱)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第18期船橋市男女共同参画推進委員会委員名簿

		所 属	氏 名	備考
学 識 経 験 者	1	弁護士	泉 響子	会長
	2	大学教授	黒田 友紀	
団 体 推 薦	3	船橋商工会議所	松本 初恵	
	4	公益社団法人船橋青年会議所	大原 夢果	
	5	船橋市PTA連合会	高橋 利明	
	6	船橋市保育園父母会連絡会	木暮 卓義	
	7	船橋市民生児童委員協議会	亀ヶ谷 俊夫	
	8	船橋市自治会連合協議会	文川 和雄	
	9	船橋SLネットワーク	小澤 周司	副会長
	10	船橋人権擁護委員協議会	山口 美恵子	
	11	認定NPO法人JASH日本性の健康協会	橋本 知枝	
市 民	12	市民公募	奥田 公恵	
	13		木下 幸治	
	14		藤井 健	

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

市民生活部	部長 市民協働課長 自治振興課長 市民安全推進課長
市長公室	危機管理課長 市民の声を聞く課長 国際交流課長
企画財政部	政策企画課長
総務部	総務法制課長 人事課長
高齢者福祉部	高齢者福祉課長 介護保険課長 地域包括ケア推進課長
健康部	健康政策課長 地域保健課長
福祉サービス部	福祉政策課長 地域福祉課長 障害福祉課長 生活支援課長
こども家庭部	こども政策課長 こども家庭支援課長 児童相談所開設準備課長 保育入園課長 保育運営課長 地域子育て支援課長 療育支援課長
経済部	商工振興課長 消費生活センター所長
管理部	教育総務課長
学校教育部	学務課長 指導課長 総合教育センター所長
生涯学習部	青少年課長 西図書館長
消防局	総務課長 警防課長
農業委員会事務局	事務局長

第4次船橋市男女共同参画計画
《 令和5年度事業評価報告書 》

令和7年1月発行

船橋市市民協働課男女共同参画係
〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25
TEL 047-436-2107
FAX 047-436-2299
Eメール danjo@city.funabashi.lg.jp